

質問に対する回答書③

首都圏中央連絡自動車道 狭山パーキングエリア拡張工事

番号	質問箇所	質問事項	回答
1	特記仕様書P9 8.作業日及び作業期間に関する事項	工事用道路は、原則として9時～17時以外の時間に通行してはいませんが、工事用地内での作業はこれに限らず、8時～17時は可能と考えてよろしいでしょうか。また、工事用地内での常識ある範囲の早出残業(例:7時～18時)は可能でしょうか。ご教示下さい。	工事用地内での作業は8時～17時であれば可能であり、また、それを越える早出残業の必要が生じた場合はについては監督員と別途協議とお考えください。
2	金抜設計書 B-1頁	道路掘削 土砂(表土)に伴い発生する根等の処分費は、どこに計上されているのでしょうか。ご教示下さい。	特記仕様書24-17に記載のとおり、支障木撤去工 支障木処分 Bに計上しております。